

人・農地問題解決加速化支援事業

【68（128）百万円】

対策のポイント

人・農地プランについての継続的な話し合いと見直しを進め、担い手への農地の集積・集約化が円滑に進むようにします。

<背景／課題>

- ・高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、地域農業の5年後、10年後の展望が描けない集落・地域が多数存在している中で、「人・農地プラン」についての継続的な話し合いと見直しにより、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化等を図ることが重要です。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 今後10年間（平成35年まで）で、法人経営体数を5万法人に増加

<主な内容>

人・農地プランの見直し支援

68（80）百万円

市町村等が、農地中間管理機構を活用した担い手への農地の集積・集約化、地域農業のあり方等を記載した人・農地プランについての継続的な話し合いと見直しを行うための活動に対して支援します。

※ 地域における「人」と「農地」の問題について地域で話し合い活動を活性化し、担い手への農地集積・集約化を推進するため、経営所得安定対策や日本型直接支払制度等の他の農林水産省の補助事業における各種事業計画等を活用しつつ、「地域農業の担い手の育成・確保」「農地の利用集積の方向性」について記載する場合は、当該計画等を人・農地プランとして見なせるよう取り扱うことによって、人・農地プランの取組を促進します。

補助率：1／2
事業実施主体：都道府県、市町村

[お問い合わせ先：経営局経営政策課（03-6744-0576）]